

## 第1 保健推進員

### ○ 保健推進員制度

地域住民の健康づくりのため、市の保健事業と一体的関係を保ちながら保健活動の円滑な推進を図ることを目的として、平成7年3月、「盛岡市保健推進員規則」による保健推進員制度を設置し、430名を委嘱している。

### ○ 基本方針

保健行政と一体となって、明るく健康で快適な住みよい地域づくりを目指し、住民の健康増進及び母子保健の推進、健康管理、疾病予防等の保健活動を積極的に展開し、保健思想の普及向上に努めるものとする。

### 1 地区活動に重点を置いた保健活動の推進

- (1) 健康相談 284回開催 延べ参加者数 5,693人  
健康教室 260回開催 延べ参加者数 5,816人  
各町内会等で年1～2回開催した。(開催場所…各地域公民館、活動センター等)
- (2) 病態別栄養教室  
21回開催。延べ参加者数 446人  
(開催場所…盛岡市保健所、各地域公民館、活動センター)
- (3) 6月～10月にかけて各種検診受診率向上のため勸奨活動を実施した。  
(呼びかけ、チラシ町内回覧等)
- (4) 特定事業  
10地区で、次のとおり開催された。(437人参加)

地区名	開催日	参加者数	事業名
仁王	7/21	30人	仁王ウォーキング教室
東厨川	8/26	73人	イキイキ健康講座(講演会)
山岸	9/29	40人	健康づくり教室(ヨガ教室)
緑が丘	10/6	41人	秋空の下でウォーキング
青山	10/8	47人	介護予防キャラバン・筋力アップ(健康運動教室)
つなぎ	10/15	25人	玄米ニギニギ体操
見前	11/4, 11	38人	アハハと笑って軽運動
杜陵	11/10 12/11	29人 34人	心も体も元気アップ教室
仙北	11/12	37人	健康づくり講演会
加賀野	9/7 12/7	22人 21人	玄米ニギニギ体操 「じゃじゃじゃじゃ～盛岡弁かるた」

(5) 盛岡市保健所フェスタ2010

10/2(土) 盛岡市保健所

テーマ：昨日とちがう自分になろう(保健推進員 14人従事)

対象者：市民 各コーナー合計743人参加

(6) 体験保健活動

盛岡市保健所事業のすくすく学級、子育て相談、成人検診受付等へ体験参加し、事業に協力した。55回 延べ参加者数 140人

(7) 保健推進員研修会

地区活動推進のために研修会に参加した。

① 第1回保健推進員研修会 5/11(火) 盛岡劇場メインホール (346人参加)

演題 「こころの健康と自殺防止」～あなたとあなたの大切な人を守るために～

講師 社団医療法人智徳会 岩手晴和病院

理事長 智田 文徳 氏

② 第2回保健推進員研修会 10/2(土) 盛岡市保健所 (151人参加)

A「楽しく動く！手遊びと玄米ニギニギ体操」 伊東まさ体育指導員 (54人参加)

B「ストレッチとタオル体操」 伊東文子インストラクター (43人参加)

C「ストレッチとタオル体操」 伊東文子インストラクター (54人参加)

③ 保健推進員理事研修会(講話と交流会) 11/29(月) (理事 26人参加)

・施設見学(ゆびあす：盛岡市余熱利用健康増進センター)

・プラスチック製・紙製容器包装の分別講習会(講師 資源循環推進課)

・軽運動「きよしのズンドコ体操」(自主研修会)

・グループワーク

④ 初任者研修会(献血と地域活動研修)

6/29, 30, 7/2, 5 岩手県赤十字血液センター (初任保健推進員他162人参加)

(8) 献血活動の推進

① 市内30地区において献血推進活動を実施し(各地区1～6回)、地域献血本数 5125.5本(全血・200ml換算)の実績を上げた。(活動日数 73日・献血会場 87カ所)

② 献血推進研修会

献血推進協力地区会長会議(第4回保健推進員研修会) 3/25(金) 市保健所 理事他28人参加

(9) 組織の強化

理事(30地区長)相互の親睦と連携を図り、各地区組織の運営強化を実施した。

① 総会 平成22年5月11日、盛岡劇場メインホール、出席者 346人

② 理事会 市保健所で(4/22・7/30・12/15・3/25)4回開催した。

③ 地区総会 平成22年5月18日～6月10日にかけて、各地区公民館等で開催した。

(10) 会報の発行

会報「すこやか」第16号を12月1日付で、11,000部発行し各町内会等へ班回覧に供した。

(11) その他

盛岡市社会福祉大会など、各種大会、市町村保健推進員等研修会などに積極的に参加した。

# 盛岡市保健推進員規則

平成7年3月30日

規則第7号

(設置)

第1条 保健活動等の円滑な推進を図るため、保健推進員を置く。

(職務)

第2条 保健推進員は、別に定める担当区域内において、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 保健活動に係る連絡、周知及び協力に関すること。
- (2) 各種検診の受診及び予防接種の奨励に関すること。
- (3) 保健活動に関する知識の普及に関すること。
- (4) 献血の推進に関すること。

(定数)

第3条 保健推進員の定数は、440人以内とする。

(委嘱)

第4条 保健推進員は、町内会、自治会等の地域的自治組織の意見を聴いて市長が委嘱する。

(身分)

第5条 保健推進員は、非常勤とする。

(任期)

第6条 保健推進員の任期は、3年（市長が別に定める保健推進員にあつては、3年以内の期間において市長が定める期間）とする。ただし、補欠の保健推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密を守る義務)

第7条 保健推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(地区長)

第8条 保健推進員の職務を円滑に行わせるため、地区長を置く。

2 地区長は、別に定める担当地域内において、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 保健推進員の職務に関する連絡調整に関すること。
- (2) 保健活動等に関する会議等の開催の協力に関すること。

3 地区長の定数は、30人以内とする。

4 地区長は、第2項の担当地域内の保健推進員の意見を聴いて当該保健推進員のうちから市長が委嘱する。

5 前3条の規定は、地区長について準用する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第4号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第4号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の盛岡市保健推進員規則の規定は、平成16年4月1日以後に委嘱する地区長から適用し、同日前に委嘱する地区長については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第4号）

この規則は、平成18年1月10日から施行する。